

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4849530号
(P4849530)

(45) 発行日 平成24年1月11日(2012.1.11)

(24) 登録日 平成23年10月28日(2011.10.28)

(51) Int.Cl. F 1
A 6 3 F 7/02 (2006.01)
 A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z
 A 6 3 F 7/02 3 2 1 B

請求項の数 4 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2006-189590 (P2006-189590)	(73) 特許権者	000135210 株式会社ニューギン
(22) 出願日	平成18年7月10日 (2006.7.10)		愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地
(65) 公開番号	特開2008-17867 (P2008-17867A)	(74) 代理人	100076048 弁理士 山本 喜幾
(43) 公開日	平成20年1月31日 (2008.1.31)	(74) 代理人	100141645 弁理士 山田 健司
審査請求日	平成21年2月25日 (2009.2.25)	(72) 発明者	遠山 康弘 愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地 株式会社ニューギン内
		(72) 発明者	加藤 浩司 愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地 株式会社ニューギン内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 遊技機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

配線を有する遊技装置が遊技盤に設けた開口部に取付けられると共に、遊技盤裏側に通出する遊技球を排出案内する裏樋が遊技盤の裏面に配設された遊技機において、

前記裏樋に設けられ、前記配線を収容する配線収容部と、

前記配線の一部を折曲げて結束した結束部と、

前記遊技装置に設けられ、前記結束部を挟む前後の配線を保持する保持手段とを備え、

前記結束部の前後の配線が保持手段で保持された状態で、前記配線収容部に収容された結束部が該配線収容部内に当接保持されるよう構成した

ことを特徴とする遊技機。

10

【請求項 2】

前記配線収容部には、前記結束部を配線収容部に収容する際に押圧変形させた力を解除することで復元する側に、該結束部に当接する配線当接部が設けられている請求項 1 記載の遊技機。

【請求項 3】

前記裏樋には、遊技演出を表示する表示装置を保持する保持部が設けられている請求項 1 または 2 記載の遊技機。

【請求項 4】

前記表示装置はケース体に收容され、該ケース体を前記裏樋に着脱自在に固定する固定手段に係合する保持部が、前記配線収容部に形成されている請求項 3 記載の遊技機。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、遊技装置や裏樋の遊技盤への組付け時における作業性を向上した遊技機に関するものである。

【背景技術】

【0002】

代表的な遊技機であるパチンコ機において、機内にセットされる遊技盤の盤面に画成した遊技領域を流下する遊技球を入球し得る入賞装置、入賞することにより図柄変動ゲームの開始の権利を得る始動入賞装置、各種図柄を変動および停止表示させて所要の図柄変動ゲームを行なう表示装置、その他発光装置等、遊技に供する多くの遊技装置(役物ともいう)が、遊技盤の表側に設置されている。

10

【0003】

これらの遊技装置は、遊技盤を所定の大きさでくり貫いた開口部に、当該遊技装置の後端部分を配置するように設置されている。また、遊技装置の後端部にて、入賞装置であれば、入賞した遊技球を排出する排出経路が設けられる。そして、遊技盤の裏側には、個々の入賞装置の排出経路から排出された遊技球を集合させた上で、まとめて遊技機外へ排出し得る集合樋(裏樋ともいう)が設けられている。

【0004】

一方、電氣的に作動(発光、駆動、検知等)する遊技装置では、該遊技装置から導出する配線は、遊技盤を貫通する開口部から裏側へと取り回され、遊技盤の裏側または遊技機本体の裏側に配置された中継基板、制御基板や電源基板等の各種基板に接続されるようになっている。

20

【0005】

前記遊技装置の配線を取り回す際に、前記集合樋を利用して断線の防止や入賞球の排出経路の確保を行なう遊技機が、特許文献1として提案されている。特許文献1に開示の発明では、遊技盤の裏面に、開口部に連通する溝を設け、開口部に配設した遊技装置から導出する配線を溝に収容した状態で、該配線を集合樋の外周壁で押圧規制している。

【特許文献1】特開2002-35376号公報

【発明の開示】

30

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかし、特許文献1に開示の発明においては、遊技盤の裏面における集合樋の外周壁と交差する部分に溝を設けなければならない、この溝を形成する加工工程が増えることで、遊技機の製造における作業効率が低下する難点が指摘される。また、集合樋の外周壁で配線を位置規制しているため、集合樋を組付ける際には、配線を前記溝以外の部位にて遊技盤と挟持することがないように、前記溝から配線がはみ出していないかを確認しつつ作業を進めるため、迅速な組立て作業を実現できず、作業効率が低下する一因となっている。

【0007】

すなわち本発明は、従来の技術に係る遊技機に内在する前記課題に鑑み、これらを好適に解決するべく提案されたものであって、迅速な製造を行なうことができる遊技機を提供することを目的とする。

40

【課題を解決するための手段】

【0008】

前記課題を克服し、所期の目的を達成するため、本願の請求項1に係る発明の遊技機は、

配線(26)を有する遊技装置(15)が遊技盤(10)に設けた開口部(10a)に取付けられると共に、遊技盤裏側に通出する遊技球を排出案内する裏樋(31)が遊技盤(10)の裏面に配設された遊技機において、

前記裏樋(31)に設けられ、前記配線(26)を収容する配線収容部(36)と、

50

前記配線(26)の一部を折曲げて結束した結束部(26a)と、
前記遊技装置(15)に設けられ、前記結束部(26a)を挟む前後の配線(26)を保持する保持手段(28,29)とを備え、

前記結束部(26a)の前後の配線(26)が保持手段(28,29)で保持された状態で、前記配線収容部(36)に収容された結束部(26a)が該配線収容部(36)内に当接保持されるよう構成したことを特徴とする。

請求項1に係る発明によれば、配線収容部を裏樋に設けたから、遊技盤に対する加工工程が増加することはない。また、配線を折曲げて結束した結束部を形成することで配線が纏まって取扱いが容易となり、しかも裏樋の組付け時には結束部を掴むまたは押さえて配線収容部に簡単に収容し得るから、裏樋と遊技盤との間に配線が挟まるのを気にすることなく迅速に作業を行なうことができる。すなわち、遊技装置の遊技盤面への組付け、遊技盤の裏面への裏樋の組付けの作業性が非常に向上し、遊技機の製造を迅速に行ない得る。

【0009】

請求項2に係る発明は、前記配線収容部(36)には、前記結束部(26a)を配線収容部(36)に収容する際に押圧変形させた力を解除することで復元する側に、該結束部(26a)に当接する配線当接部(37)が設けられている。

請求項2に係る発明によれば、配線収容部に収容した結束部は、収容時に押圧変形された状態から復元する力によって配線当接部に当接しているから、結束部の前後の配線が引っ張られても、結束部が配線収容部から簡単に引出されてしまうのを抑制し得る。

【0010】

請求項3に係る発明は、前記裏樋(31)には、遊技演出を表示する表示装置(13)を保持する保持部(39,40)が設けられている。

請求項3に係る発明によれば、遊技装置の配線は裏樋の配線収容部に収容されているから、裏樋に表示装置を取付ける際に裏樋との間で配線を挟んでしまったり、表示装置の前側に配線が露出して表示演出の邪魔となるのは防止される。

【0011】

請求項4に係る発明は、前記表示装置はケース体(41)に収容され、該ケース体(41)を前記裏樋(31)に着脱自在に固定する固定手段(44)が係合する保持部(40)が、前記配線収容部(36)に形成されている。

請求項4に係る発明によれば、表示装置が収容されたケース体の固定手段が係合する保持部を配線収容部に設けたから、保持部と配線収容部とを別々に設ける構成に比べてスペースの有効利用を図ることができる。

【発明の効果】

【0012】

本発明に係る遊技機によれば、遊技盤に対する遊技装置や裏樋の組付け時の作業性を向上し、遊技機の迅速な製造が可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

次に、本発明に係る遊技機につき、好適な実施例を挙げて、添付図面を参照しながら、以下詳細に説明する。なお実施例では、遊技球としてパチンコ球を用いるパチンコ機を例にして説明する。また、以下の説明において前・後とは、特に断りのない限り、図1に示すようにパチンコ機の遊技盤10を正面側から見た場合において指称するものとする。

【実施例】

【0014】

図1に示す如く、実施例に係るパチンコ機の遊技盤10は、その前面側に、略円形状に湾曲形成したレール11により遊技領域12が画成されて、該遊技領域12の上方位置に、遊技盤10の裏側に配設される図柄表示装置(表示装置)13が臨む大型の装飾部材14を本体とするセンター役物(遊技装置)15が配設されている。このセンター役物15の装飾部材14は、前記遊技領域12の左右幅方向の大部分を占める棒状本体に、所要の意匠を施した装飾部品や発光体等を配設して構成され、遊技盤10に開設した開口部10a(

10

20

30

40

50

図3参照)に棒状本体を前側から挿入したもとのネジ止めされる。そして、装飾部材14の略中央位置に開設した窓口14aを介して、前記図柄表示装置13が遊技盤10の前側に臨むようになっている。また、前記遊技領域12におけるセンター役物15の下方位置には、遊技領域12を流下するパチンコ球が入賞可能な始動入賞具16が配設され、該始動入賞具16の下側に、図柄表示装置13での図柄組合わせゲームの結果により開放する大型電動式の入賞装置17を配設してある。更に、前記遊技領域12の下部左右両側部には、図柄表示装置13での図柄組合わせゲームに応じて照射パターンを変更して発光演出を行なう電飾装置18,18が配設されている。なお、各電飾装置18は、パチンコ球が入賞可能な複数の一般入賞口19を備えると共に、正面右側の電飾装置18には、遊技領域12におけるセンター役物15の左側位置に配設した普通始動口20をパチンコ球が通過したときに普通図柄の変動を開始する普通図柄始動装置21が配設されている。

10

【0015】

前記装飾部材14の上部に、図1に示す如く、図柄組合わせゲームに関連するキャラクタを模した第1演出部材22を有する第1可動式演出装置23が配設されると共に、該装飾部材14の右側部に、同じく図柄組合わせゲームに関連するキャラクタを模した第2演出部材24を有する第2可動式演出装置25が配設されている。そして両可動式演出装置23,25では、図柄表示装置13での図柄組合わせゲームに合わせて演出部材22,24を、装飾部材14の裏側に配設したモータ等の駆動手段(図示せず)によって動作させるよう構成される。なお、前記センター役物15は、前記装飾部材14に可動式演出装置23,25や発光体等の各種電気部品を配設した状態でユニットとして取扱われる。

20

【0016】

前記装飾部材14の上部に配設された前記発光体や第1可動式演出装置23の駆動手段等の電気部品から裏側に導出する配線26は、図4に示す如く、背面視において前記窓口14aの上側を左方に引き回された後に該窓口14aの左側を下方に引き回された後に、パチンコ機本体や遊技盤10の裏側に配設した図示しない中継基板や制御基板等に接続されるよう構成される。また配線26には、図4および図8に示す如く、その一部が所定長さで折曲げられた状態で、結束具27により結束された結束部26aが形成されている。前記配線26は、複数のリード線が纏められたものであって、該配線26を折曲げて結束することで、結束部26aには所要の弾力が付与される。なお、以後の説明において左・右とは、特に断りのない限り、遊技盤10を背面側から見た場合において指称する。

30

【0017】

前記装飾部材14の裏面には、図4に示す如く、前記窓口14aの左上角部に近接する上側位置および左側位置に、配線保持用の保持手段としてのフック28,29が設けられ、前記配線26の結束部26aを挟む前後の配線26が、上側の第1フック28および左側の第2フック29に夫々係合保持されて配線26が装飾部材14から裏側に大きく突出しないようにしてある。また両フック28,29で前後の配線26が係合保持されている状態で、前記結束部26aは、略逆U字状に折曲された折返し側が装飾部材14の裏面から後方に立上がるようになっている(図8参照)。なお、両フック28,29は、装飾部材14の裏側に向けて略L字状に突出するよう形成されて、その開放側から配線26を挿脱自在に挿入して保持するよう構成されている。また、装飾部材14の裏面上部には、左右方向に離間して2つの位置決めボス14b,14bが突設されている。

40

【0018】

前記遊技盤10の裏面には、図2または図3に示すように、遊技盤裏側に通出するパチンコ球(セーフ球)を排出案内する裏樋31が配設されている。この裏樋31は、図5に示す如く、上棒部32、下棒部33、左棒部34および右棒部35からなる矩形棒状に形成され、これら棒部32,33,34,35で画成された開口窓31aを介して、裏樋31に着脱自在に配設された前記図柄表示装置13の表示面をセンター役物15の窓口14aに臨ませるよう構成される。また裏樋31は、各棒部32,33,34,35の前端縁に外側に張出すように形成されたフランジ部31bを遊技盤10の裏面に当接した状態でビス等で着脱自在に組付けられる。なお、上棒部32には、前記装飾部材14に突設した各位

50

置決めボス 14b と対応する位置に位置決め孔 32a が穿設されており、裏樋 31 の遊技盤 10 への組付けに際し、既に遊技盤 10 に組付けられている装飾部材 14 の位置決めボス 14b を位置決め孔 32a に挿通することで、遊技盤 10 に対する裏樋 31 の位置決めがなされるようになっている。

【0019】

前記裏樋 31 の下枠部 33 には、前記遊技盤 10 に設けた始動入賞具 16、入賞装置 17 および一般入賞口 19、19 に対応する裏側に臨む部位に、遊技盤 10 の裏面との間に球案内路 33a が画成されるよう構成される。すなわち、始動入賞具 16、入賞装置 17 および一般入賞口 19、19 に入って遊技盤裏側に通出されたセーフ球は、裏樋 31 の球案内路 33a に集合された後に、図示しないセーフ球処理装置へ通出案内されるようになっている。なお、下枠部 33 の裏面には、中継基板用の設置部 33b が複数成形されている。

10

【0020】

前記裏樋 31 の左枠部 34 における上部で、前記遊技盤 10 に組付けられたセンター役物 15 の前記配線 26 における結束部 26a が臨む位置に、遊技盤 10 の裏面から後方に向けて凹設された配線収容部 36 が形成され、該配線収容部 36 に前記結束部 26a が収容されるよう構成される(図 7 参照)。配線収容部 36 の内部には、前側(遊技盤側)および開口窓 31a を指向する内側が開放する収容空間 36a が画成され、内側開口部 36b を介して結束部 26a が収容空間 36a に収容されるようにしてある。なお、収容空間 36a の前側は、裏樋 31 を遊技盤 10 に組付けることで遊技盤裏面で閉塞される。また配線収容部 36 の裏面側の内側縁には、前方に向けて所定長さで延出する第 1 配線当接部(配線当接部) 37 が形成されている。この第 1 配線当接部 37 における前端は、図 8 に示す如く、前記結束部 26a の遊技盤裏面から立上がる折返し端部より前側に位置するよう設定され、結束部 26a が収容空間 36a に収容された状態で、当該第 1 配線当接部 37 に結束部 26a の折返し端部が当接して空間外に抜け出のを防止するようにしてある。なお、第 1 配線当接部 37 は、配線収容部 36 の収容空間 36a に結束部 26a を収容する際に押圧変形させた力を解除することで復元する側に位置している。

20

【0021】

また、前記配線収容部 36 における上側の内側縁には、下方に向けて所定長さで延出する第 2 配線当接部 38 が前後方向の全長に亘って形成されている。そして、この第 2 配線当接部 38 も、配線収容部 36 の収容空間 36a に収容された結束部 26a が容易に空間外に抜け出のを防止するべく機能する。すなわち、前記配線収容部 36 の内側開口部 36b は、第 1 および第 2 配線当接部 37、38 で画成されると共に、該内側開口部 36b の開口寸法に対して収容空間 36a は後方および上方へ広がるよう構成され、該収容空間 36a に収容された配線 26 の結束部 26a が、第 1 および第 2 配線当接部 37、38 に当接保持されて空間外に抜け出のを防止し得るようになっている。

30

【0022】

なお、前記裏樋 31 の左枠部 34 における配線収容部 36 が形成される部位より下側では、該左枠部 34 の前面は、前記遊技盤 10 の裏面から所定高さだけ離間しており、配線収容部 36 に収容された結束部 26a から下方に延出する配線 26 が裏樋 31 と遊技盤 10 とで挟まれることがないように構成してある。

40

【0023】

前記裏樋 31 の右枠部 35 における裏面に、上下に離間して複数(実施例では 3 つであるがこれに限定されない)の第 1 保持部(保持部) 39 が形成されると共に、前記左枠部 34 の裏面部には、上下に離間して複数(実施例では 2 つであるがこれに限定されない)の第 2 保持部(保持部) 40 が形成され(図 5 参照)、これら両保持部 39、40 を介して前記図柄表示装置 13 が裏樋 31 に裏側から着脱自在に取付けられるようになっている(図 2 参照)。すなわち、第 1 保持部 39 は、内側に開放する挿入部 39a が内部画成され、該挿入部 39a に図柄表示装置 13 における後述するケース体 41 の対応する右側面に突設された突起 42 を挿入することで、該図柄表示装置 13 の上下、前後および右方への移動を

50

規制するよう構成される。また第2保持部40は、前後に貫通する通孔であって、ケース体41の対応する左側面に突設したフランジ43に装着された回転式の固定具(固定手段)44の係合部(図示せず)が裏側から挿脱可能に構成されている。そして、固定具44の係合部を第2保持部40に裏側から挿通した後、該固定具44を所定角度回転することで、係合部が左枠部34の前面側に係合することで図柄表示装置13が裏樋31に固定されるようになっている。なお、上側に位置する第2保持部40は、左枠部34に形成した前記配線収容部36の裏面部に形成されており、図柄表示装置13の固定および配線26における結束部26aの収容とを同一部位で行ない得るようにしてある。

【0024】

なお、裏樋31における左右の枠部34,35の裏面(図柄表示装置13の取付面)は、前記遊技盤10の裏面から大きく後方に離間し、裏樋31に配設された図柄表示装置13の表示面が、遊技盤10の前面から奥側に離間して位置するよう設定される。これは、最近の図柄表示装置13の大型化に伴い、遊技者から表示面を遠ざけることで演出内容を見易くするためである。また左枠部34の裏面には、上下に離間して位置決め用の突部34a,34aが突設されている。

【0025】

図6に示す前記図柄表示装置13は、ケース体41の内部に液晶表示部および表示制御基板(何れも図示せず)を収容して構成され、該ケース体41の右側面には、前記裏樋31の各第1保持部39と対応する位置に突起42が夫々突設されている。またケース体41の左側面には、外側方に延出するフランジ43が形成され、該フランジ43における裏樋31の各第2保持部40と対応する位置に回転式の固定具44が夫々装着されており、各突起42を対応する第1保持部39に夫々保持したもとの、各固定具44を対応する第2保持部40に夫々係合することで、当該図柄表示装置13は裏樋31に取付けられるようになっている。更に、フランジ43には、前記裏樋31の左枠部34に設けた各突部34aと対応する位置に通孔43aが穿設されており、該通孔43aに突部34aを挿通することで位置決めがなされるようにしてある。なお、実施例の図柄表示装置13のケース体41には、その裏面左側に、サブ統括制御基板(図示せず)をケース部材45に収容した制御装置46が着脱自在に配設されている。

【0026】

〔実施例の作用〕

次に、実施例に係る遊技機の作用につき説明する。

【0027】

(センター役物の組立てについて)

前記装飾部材14に、前記可動式演出装置23,25や発光体等の各種電気部品を配設してセンター役物15を組立てると共に、前記第1可動式演出装置23の駆動手段や発光体から導出して装飾部材14の裏側に臨む配線26の一部を折曲げ、結束具27で結束することで結束部26aを形成する。また図4に示す如く、結束部26aを挟む前後の配線26を、前記第1および第2フック28,29に係合保持させることで、ユニットとして取り扱い得るセンター役物15が完成する。

【0028】

(センター役物の組付けについて)

次に、ルーター加工により開口部10aが開口されると共に表面に遊技釘や風車等を植設した遊技盤10に対し、前記センター役物15を組付けるに際しては、前記第2フック29から延出する配線26(結束部26aとは反対側に延出する部分)を、開口部10aに前側から裏側へ通すと共に、前記装飾部材14の枠状本体を開口部10aに前側から挿入したもとのネジ止めする。センター役物15の裏側に臨む配線26は、その一部に前記結束部26aが形成されているから纏まっており、遊技盤表面の遊技釘や風車等に引掛けることなく開口部10aに挿通する作業が容易となる。

【0029】

(裏樋の組付けについて)

10

20

30

40

50

前記遊技盤 10 に対するセンター役物 15 の組付けが完了したら、前記裏樋 31 を遊技盤 10 の裏面に組付ける。この際に、センター役物 15 の位置決めボス 14 b, 14 b を、裏樋 31 の位置決め孔 32 a, 32 a に挿通することで、遊技盤 10 に対する裏樋 31 の位置決めがなされる。そして、裏樋 31 の各フランジ部 31 b の前面を遊技盤 10 の裏面に当接した状態で、該フランジ部 31 b をネジ止めすることで、遊技盤 10 に対する裏樋 31 の組付けが完了する(図 3 参照)。この際に、センター役物 15 の裏側に臨んでいる前記配線 26 については、前記裏樋 31 の開口窓 31 a 側に臨ませることで、該裏樋 31 と遊技盤 10 との間で配線 26 が挟まれるのを防止し得る。また、前記結束部 26 a については、指等で結束部 26 a を開口窓 31 a 側に倒すように押さえながら裏樋 31 の組付け作業を行なう。実施例では、配線 26 を裏樋 31 の外周壁で押さえる構成ではないから、配線 26 の位置をそれほど気にすることなく裏樋 31 の遊技盤 10 に対する組付け作業を迅速に行ない得る。

10

【0030】

前記裏樋 31 の遊技盤 10 に対する組付け完了後、前記配線 26 の結束部 26 a を、開口窓 31 a とは反対側(外側方)に倒すように押すことで、該結束部 26 a は変形しつつ前記配線収容部 36 の収容空間 36 a に内側開口部 36 b を介して収容される。結束部 26 a は、折曲げて結束されることで纏められているから所要の弾性を有しており、結束部 26 a を収容空間 36 a に収容させる力を解除すると、該結束部 26 a は元の姿勢となるよう内側に向けて復元し、この復元力によって結束部 26 a は、図 8 に示す如く、配線収容部 36 に設けられた前記第 1 配線当接部 37 の内側側(収容空間 36 a 側)に当接保持される。これにより、結束部 26 a は配線収容部 36 から外部に簡単には抜けなくなる。

20

【0031】

(図柄表示装置の取付けについて)

前記遊技盤 10 に組付けられた裏樋 31 に対し、前記図柄表示装置 13 を裏側から取付ける。この取付けは、図柄表示装置 13 における前記ケース体 41 の右側に設けた各突起 42 を、裏樋 31 における右枠部 35 の対応する第 1 保持部 39 の挿入部 39 a に右側(内側)から夫々挿入することで、該図柄表示装置 13 の右側部における上下、前後および右方への移動が規制される。このケース体 41 の左側に設けた前記フランジ 43 を、裏樋 31 における左枠部 34 の裏面に当接すると共に、フランジ 43 の各通孔 43 a に左枠部 34 の突部 34 a を夫々挿通することで、図柄表示装置 13 の左側部における上下、前および左右方向への移動が規制される。なお、フランジ 43 を左枠部 34 の裏面に当接することで、フランジ 43 に装着した前記各固定具 44 の係合部が、左枠部 34 に形成した対応する第 2 保持部 40 に夫々挿通され、各固定具 44 を所定角度回動することで、係合部が左枠部 34 の前面側に係合して図柄表示装置 13 は裏樋 31 に固定保持される(図 2 参照)。

30

【0032】

前記図柄表示装置 13 の取付けに際し、前記センター役物 15 の配線 26 における結束部 26 a は、図 7 に示すように裏樋 31 の配線収容部 36 に収容されているから、該配線 26 を裏樋 31 と図柄表示装置 13 とで挟んでしまうのは抑制される。また、配線 26 の結束部 26 a を配線収容部 36 に収容することで、該結束部 26 a に引っ張られて配線 26 は開口窓 31 a から離間する外側に導びかれるから、該配線 26 が開口窓 31 a 側にはみ出して図柄表示装置 13 の前側に露出するのも抑制され、表示演出の邪魔となるのは防止される。

40

【0033】

前述したように実施例では、センター役物 15 の裏側に臨む配線 26 は、結束部 26 a を形成することで纏まっていると共に、裏樋 31 の配線収容部 36 に収容し得るよう構成してあるから、遊技盤 10 に対するセンター役物 15、裏樋 31 および図柄表示装置 13 の組付け作業に際しての配線 26 の取り扱いが容易で、かつセンター役物 15 の裏側に臨む配線 26 を、裏樋 31 と遊技盤 10 あるいは裏樋 31 と図柄表示装置 13 とで挟んでしまうのを非常に気を付けて作業する必要もなく、迅速な組立てを行なって製造効率を向上

50

し得る。

【 0 0 3 4 】

ここで、前述したように図柄表示装置 1 3 の大型化に伴い、遊技者から表示面を遠ざけるために、前記裏樋 3 1 における図柄表示装置 1 3 の取付け面である裏面は、遊技盤 1 0 の裏面から後方に大きく離間するよう設定されている。そして実施例では、この離間部分を利用して前記配線収容部 3 6 を設けているから、該配線収容部 3 6 を設けるために裏樋 3 1 の後方への突出寸法が大きくなることはない。また配線収容部 3 6 の後面部に、図柄表示装置 1 3 を裏樋 3 1 に固定するための第 2 保持部 4 0 を形成したから、該第 2 保持部 4 0 を設けるために遊技盤裏面から後方への突出寸法が大きくなることもなく、スペースの有効利用を図ることができる。

10

【 0 0 3 5 】

なお、前記配線 2 6 を裏樋 3 1 に装着した中継基板に接続するに際し、該配線 2 6 における前記第 2 フック 2 9 から延出している側を引っ張たとしても、前記結束部 2 6 a は配線収容部 3 6 の第 1 配線当接部 3 7 に、自身の復元力によって当接保持されているから、該結束部 2 6 a が容易に配線収容部 3 6 から抜けることはない。また、組付け中において前記配線 2 6 における第 1 フック 2 8 で保持されている側を引っ張たとしても、前記配線収容部 3 6 における第 1 フック 2 8 側には下方に張出す第 2 配線当接部 3 8 が形成されているから、該当接部 3 8 に結束部 2 6 a が当接して該結束部 2 6 a が配線収容部 3 6 から抜けるのを抑制し得る。

【 0 0 3 6 】

(変更例)

なお、遊技機の構成としては、実施例のものに限られるものではなく、以下の如く種々の変更が可能である。

(1)実施例では、配線収容部に収容した結束部を開口窓側に臨む第 1 配線当接部または第 2 配線当接部で当接保持するよう構成したが、配線収容部の裏面部を利用することができる。すなわち、配線収容部 3 6 の裏面部を第 3 配線当接部(当接部)とし、前記結束部 2 6 a の長さを遊技盤裏面から第 3 配線当接部までの離間長さより長く設定する。これにより、結束部 2 6 a を押圧変形して配線収容部 3 6 の収容空間 3 6 a に収容した後、その力を解除することで、元の姿勢に復元しようとする結束部 2 6 a の折返し端部が第 3 配線当接部に当接し、空間外に抜け出るのは防止される。

30

(2)実施例では、遊技装置としてセンター役物を挙げて説明したが、遊技装置としては、始動入賞装置、大入賞装置、サイドランプ、普通図柄始動装置、ランプ装置等、装置本体に配設した電気部品から配線が裏側に導出している構成のものであれば、その他各種の装置であってもよい。また、この場合における裏樋に設けられる配線収容部は、遊技盤に組付けた遊技装置から導出する配線が引き回される経路上にあればよい。

(3)実施例では、裏樋は各種入賞装置に入ったセーフ球を集合するように球案内路が形成されたものを挙げたが、排出の経路が確保されていれば、セーフ球を集合することなく各入賞装置に対応して形成した球案内路を介して個々に排出するものであってもよい。

(4)実施例では、液晶表示部と表示制御基板とをケース体に収容して構成した図柄表示装置を挙げたが、表示装置としては、液晶表示部のみを裏樋に直に配設する構成であってもよい。または、液晶表示部がケース体に収容されたものであってもよい。

40

(5)装飾部材に設けられる配線用の保持手段は、実施例の構成に限定されるものでなく、配線を保持し得るものであればよい。

(6)裏樋に対する表示装置の取付け構造について、保持部の構成や固定具の構成は、実施例の構成に限定されるものでなく、公知の各種手段を用いることができる。

(7)遊技機としては、パチンコ機に限らずアレンジボール機やパチンコ式スロットマシン(パロット)等であってもよく、遊技盤前面に遊技装置が配設されると共に遊技盤裏面に裏樋が配設されるものであればよい。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 7 】

50

【図1】実施例に係るパチンコ機の遊技盤を示す正面図である。

【図2】実施例に係る遊技盤を、センター役物、裏樋および図柄表示装置を組付けた状態で示す背面斜視図である。

【図3】実施例に係る遊技盤を、センター役物および裏樋を組付けた状態で示す背面斜視図である。

【図4】実施例に係るセンター役物における装飾部材の背面斜視図である。

【図5】実施例に係る裏樋の背面斜視図である。

【図6】実施例に係る図柄表示装置の背面図である。

【図7】実施例に係る裏樋の配線収容部に配線の結束部を収容した状態を示す要部背面斜視図である。

10

【図8】実施例に係る裏樋の配線収容部に配線の結束部を収容した状態を示す説明断面図である。

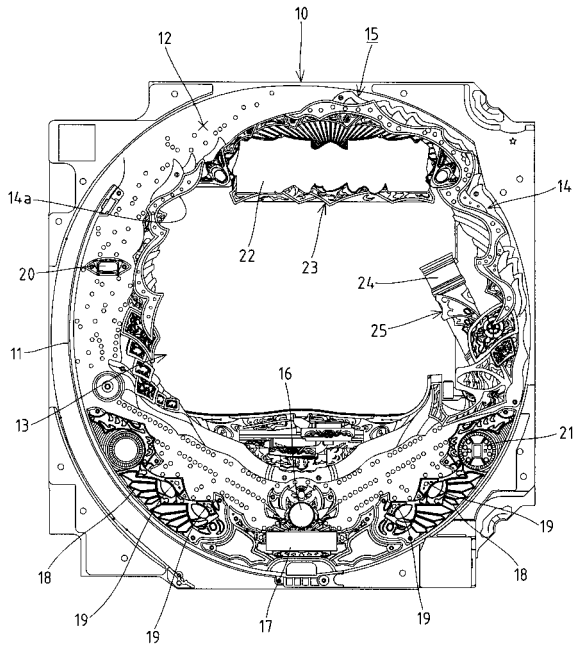
【符号の説明】

【0038】

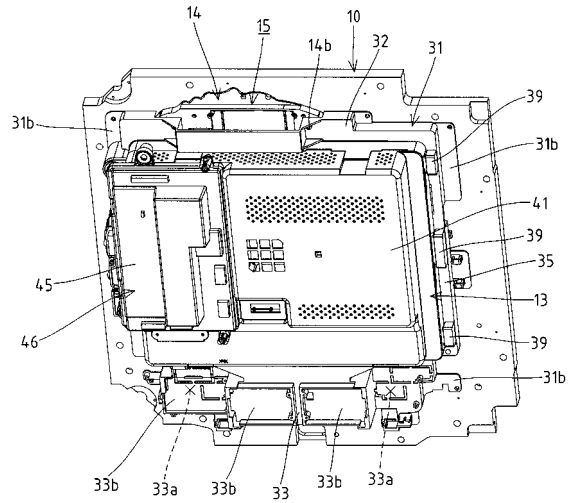
- 10 遊技盤
- 10a 開口部
- 13 図柄表示装置(表示装置)
- 15 センター役物(遊技装置)
- 26 配線
- 26a 結束部
- 28 第1フック(保持手段)
- 29 第2フック(保持手段)
- 31 裏樋
- 36 配線収容部
- 37 第1配線当接部(配線当接部)
- 39 第1保持部(保持部)
- 40 第2保持部(保持部)
- 41 ケース体
- 44 固定具(固定手段)

20

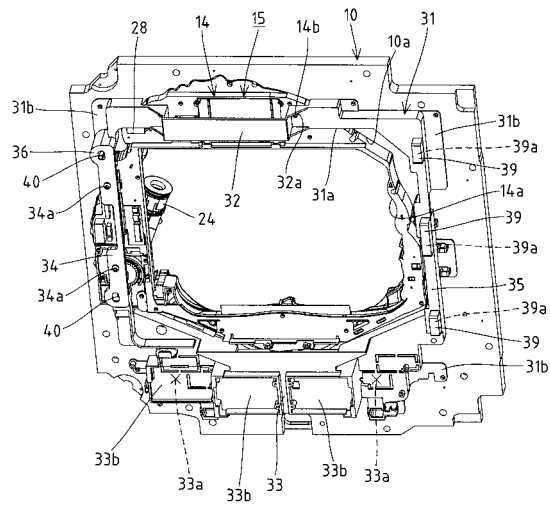
【図 1】



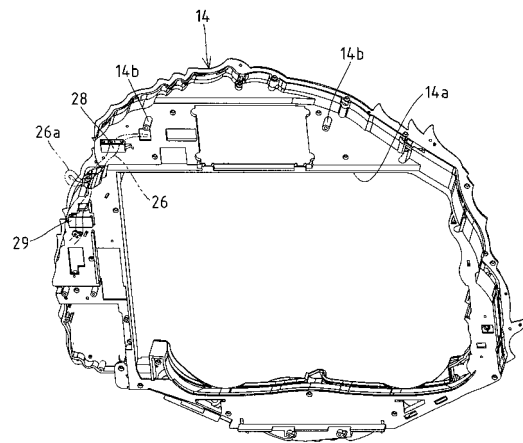
【図 2】



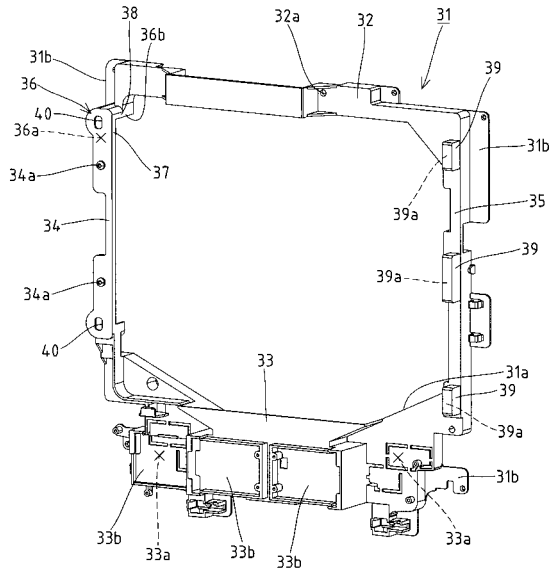
【図 3】



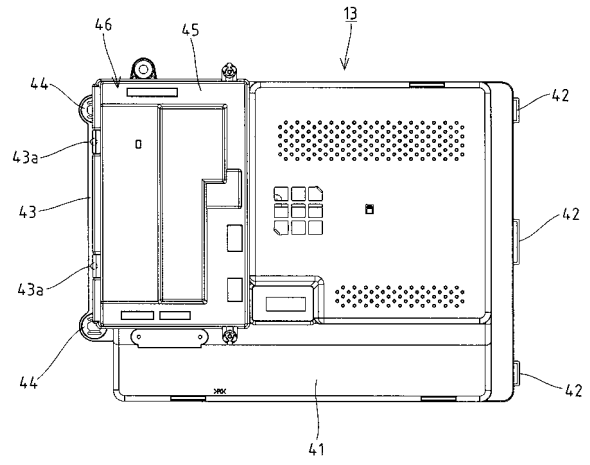
【図 4】



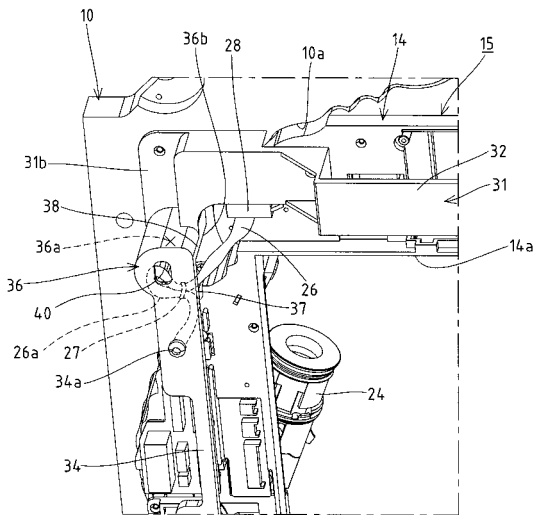
【図5】



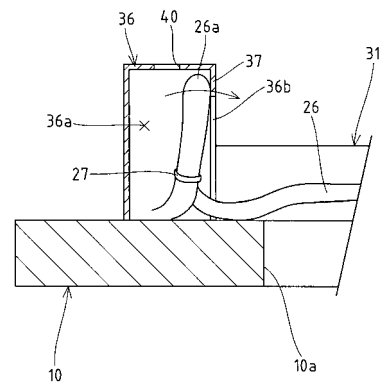
【図6】



【図7】



【図8】



フロントページの続き

- (72)発明者 佐藤 賢次
愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目5番地 株式会社ニューギン内
- (72)発明者 安田 哲也
愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目5番地 株式会社ニューギン内
- (72)発明者 天野 真
東京都中央区日本橋茅場町2丁目9番4号 ニューギン東京ビル内

審査官 中楨 利明

- (56)参考文献 特開2000-217972(JP,A)
登録実用新案第3066504(JP,U)
特開2005-111169(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A63F 7/02